

昭和三十八年六月二十七日(木曜日)

午後一時四十分開会

委員の異動

六月二十六日

辞任

佐多 忠隆君

戸叶 武君

出席者は左の通り。

委員長

佐野 廣君

理事

柴田 榮君

森部 隆輔君

柴谷 要君

渋谷 邦彦君

永末 英一君

委員

井川 伊平君

川野 三暁君

高橋 衛君

日高 広為君

平井 太郎君

堀 末治君

木村禧八郎君

野々山一三君

野溝 勝君

大竹平八郎君

政府委員

大蔵政府次官 池田 清志君

大蔵省理財局長 吉岡 英一君

大蔵省銀行局長 高橋 俊英君

事務局側

常任委員 坂入長太郎君

会専門員

説明員 大蔵大臣官房 森鼻 武芳君

財務調査官

国税庁間税部長 半田 剛君

本日の会議に付した案件

○金融緊急措置令を廃止する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○関税暫措置法及び砂糖消費税法の一部を改正する法律案(内閣提出、予備審査)

○委員長(佐野廣君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

金融緊急措置令を廃止する法律案を議題といたします。前回に引き続き本案に対する質疑を行ないます。

質疑のおありの方は御発言願います。

○木村禧八郎君 金融緊急措置令を廃止する法律案につきまして、提案されましたのを機会に、この緊急措置令がどういふ役割を演じたかということについて、これが廃止される機会に十分その点について伺っておきたいと思つて、質問に入ります。預金封鎖に關して、金融機関再整備法が制定されました、預金封鎖の処理をやつたのですが、その処理についてはなかなかその手続も複雑でありましたが、その過程及びその結果が最終的にどうなつたかということについて私は資料を要求したのですが、その資料は提出されておるかどうか、それをまず伺つてから質問に入りたいと思つております。

○政府委員(高橋俊英君) その点、私まことにうかつでございますが、きょう初めて知つた次第で、この前の會議のあとで委員部を通じて請求があつた

んだそうでございますが、その点は、何分期間が非常に経過いたしておりまして、非常に荒っぽいものではあるとは思つたのですが、詳しい資料ということになりますと困難であるというふうなことになり、一応そういう御連絡を申し上げたところ、その点が木村先生のところに届いておらぬと、どこにどういふ行き違ひがあつたか知りませんが、まことに申しわけないことでありますけれども、きょうはその用意ができておりません。

○木村禧八郎君 私も、この成規の手続がなかなか複雑でして、また相当過去の古い記録になりますから、全部詳しく出せなうというところは申しとおらないのです。私は念を入れてそう言つたつもりなんです。要するに、封鎖預金による金融機関の整備がどうなつたか、その結果最終的に結局封鎖預金というものはどうなつたのか、銀行によつては切り捨てたものもありませんし、切り捨てないで回収したのもありますが、その結果がわかるような、そういう資料を出していただきたいと私は要求したわけなんです。きょう出てきていなければ仕方がありませんが、政府のほうでは議員の審議に協力するようになつては、委員会で正式に要求して、それが速記に載つていないから出さなくてもいいというふうな考え方であつてはいけないと思つた。かりに速記に載つていなくても、その委員会のあとでかりに要求しても、それが可能であれば、不可能な要求をしたんではいけないけ

れども、可能であるならば、できるだけ議員の審議に協力するような、積極的なそういう態度をとつてもらわなければ非常に困るのです。今後について委員長からも注意しておいていただきたいと思つた。

○委員長(佐野廣君) 委員長より申し上げます。どうか木村委員御発言のよりに、速記に残る残らないにかかわらず、議長の資料要求に対しては積極的に協力されるように御注意を申し上げます。

○政府委員(池田清志君) ただいま委員長からお示しのことは全くごもっともなことでございます。今回の資料要求につきまして、私どもいたしまして手落ちがありました、お届けしてございませんことは、まことに申しわけございません。今後におきましては、こういうことのないように、十分留意をいたします。

○木村禧八郎君 それでは、あとで質問をいたしますが、その際にただ口頭の答弁だけではかなり数字的にわたつて煩瑣にわたりますから、今度はこの委員会が終わつてからでもよろしいのですが、その答弁を取りまとめ、そのうしてわかるように資料を提出していただきたいことを要求いたします。

○政府委員(池田清志君) よろしゅうございます。

○木村禧八郎君 第一の質問は、金融緊急措置令は、昭和二十一年二月十七日だと私は思いますが、十七日です、ね、実施されたわけですが、特にこの金融緊急措置令の中で預金の封鎖が非

常に重要な項目であつたわけですが、特にこの金融緊急措置令はどういう目的でこれが発令されたか、その目的をまず伺いたいわけなんです。

○政府委員(池田清志君) 御案内のように、金融緊急措置令は昭和二十一年二月十七日に生まれておるわけでありまして、戦後のことでございます。わが国は戦争のために人命を初めといたしまして物に至るまで非常に使い過してしまひまして、わが国といたしましては経済がどん底に落ちてしまつたわけなんです。戦争は終了はいたしました、が、そういう状態は非常に顕著に現われて参つたわけでございます。つまり、何と申しましうか、経済界はどん底でございます。こんどとした状態であつたわけでございます。つまり、一例を申しますならば、通貨というものが物の裏づけのないような状態にまで行つておつたんじゃないかと私はまあ想像いたします。そういうと、いわゆるインフレといつたようなことになつて参りますので、そういう様相のときでありますから、これらを鎮圧防止するといふ建前からいまして、預金の封鎖でありますとか、貸し出しの制限であるとか、そういうたようなことをやりますために本令が出たことは御案内のとおりでございます。本令といたしましてはそういう任務を果たしまして、だんだんわが国の経済成長のもとを築いてくれたと私も思つておるわけでございます。当時のことについての詳しいお尋ねでございますが、御案内のように、当時担当して

おった者もすでにその職にはありませ
んし、さらにまた資料等も欠缺をして
おる部面もあろうかと思ひます。の
で、詳しいお答えもできないかもしれ
ませんが、お尋ねによりまして専門の
者からお答えさせます。

○木村福八郎君 要するに、インフレ
対策としてこの金融緊急指令が実施さ
れた、そういうことでございますか。特
にこの預金封鎖についてはですね、そ
の目的はインフレ対策にあつたのです
かどうか、この点をまず伺いたい。

○政府委員(池田清志君) 私はそうい
うふうに理解いたしております。

○木村福八郎君 そうですか。それで
すと、当時私ははつきりしない点があ
つたのですが、インフレ対策なら
ば、当時金融緊急指令を実施する
直前の通貨の発行高は六百十四億だ
つたのです。それから、金融緊急指令
によりまして預金封鎖をやりました、
旧円の回収をやつたわけですが、そ
の後三月十二日には百五十二億に減
少しているのです。六百十四億から
百五十二億に減少しているわけがす
ね。しかも、当時、そのうち四十五億
というものが旧円の減失とか海外流出
とみなされておりますから、実際の最
低流通額は百五十二億から四十五億引
いた百七億だといわれておるのです。
六百十四億から百七億にまでこれが収
縮したわけですか。ところが、約七カ月
を経過したその年の九月には、日本銀
行券は再び六百億円台を突破してし
まつた。たつた七カ月の間にですね。
そのインフレ対策として預金封鎖を行
なうというなら、まあ通貨を百七億ま
で収縮させたのですが、それがたつた
七カ月の間にもとどおりになつてしま

うような措置を講じたことが、はたし
てインフレ対策であるのかどうかです
ね。もつとほかに目的があつたんで
ないかということ。

それから、もう一つは、おそらく通
貨は、まあ実際の取引に必要な通貨を
供給するというのが建前ですが、それ
に返つてしまふということについて
は、当時その理由として、実際に必要
通貨以下に通貨を収縮し過ぎちゃつた
んじゃないか、六百十四億流通して
おつたのを百億台に減らしちゃつた
んですが、それは実態に合わなかつた
んじゃないか、だからすぐにこれがも
どおりになつたんじゃないかという議
論もあつたわけですか。

まあそれは当時の議論で、十分に御
承知ないかもしませんが、私はどう
も、これは議論するわけじゃありません
が、この金融緊急指令を廃止する
にわたりまして、今後そういう事態を
はつきりさしておく機会がないと思ひ
ますので、この機会にそういう点御承
知の方があつたら、はつきりさして
いてもらいたいと思ひます。私はイ
ンフレを長い間研究してきておるもの
ですから、どうしてもインフレ対策以
外に目的があつたのではないかと
いふので、御質問しているわけですか。
そのころの事情をおわかりの方があつ
たら、ひとつ御答弁をお願いしたい。

○政府委員(高橋俊英君) 主たるねら
いがインフレ対策にあつたものと私は
思ひますが、そのほかに当時の財産税
の調査に便ならしめるという一これ
はもちろん財産税を取るほうの考えが
主体ではないかと思ひますけれども、
事実上貨幣の形における財産を調査す

るとしますれば、こういう方法によれ
ばほとんどすべてが現金——新円と旧
円と切りかえたわけですから、一たん
は全部金融機関に持つてござるを得な
いという点におきまして、その負担の
公平といえますが、財産税調査の公平
を期するところから、不動産その他
の財産——顕現財産は調査可能とい
つたとしても、インフレ時における、毎
月通貨が増発される時点における個人
の貨幣財産というものは非常に捕捉し
がたい。これを機に財産税を取るとい
うふうなことがあわせて目的とせられ
ておつたように思ひます。

ただいまのインフレの対策の点で
ござりますが、なるほど九月の三十日に
は、これは発行高だけで申しますから
何でござりますが、確かにそのうちに
は実際に日本国内で流通しておらぬ日
本銀行券があつたものと推定されます
が、三月の十二日に百五十二億に落ち
ました発行高が九月の三十日には六百
四十四億になりまして、ちょうど封鎖
以前の当時の発行額を少し上回るとい
うふうな状態になつております。この
当時いわゆる、御承知の方もおられる
と思ひますが、五百円生活といわれ
ておりましたが、預金を引き出す限度
は、初め三百円、それから五百円とい
うことで修正されましたが、五百円
づつ引き出しが許される、家族が多けれ
ば少しづつそれにつけ加わりますが、
いづれにしてもその程度の資金で一カ
月の生活をまかなえというふうなこと
であつたようにござりますが、何と申
しまして、インフレを根本的に防遏
するためには、物の裏づけがなければ
非常に困難であるわけでありまして、物
の裏づけなしに貨幣の流通のみを押え

るといふことでは、とうてい永続でき
る性質のものでないと私も考えま
す。ただし、この当時といたしまして
は、その後においてアメリカの物資援
助がありましたけれども、この当時と
いたしましては終戦直後間もない時点
でございまして、日本の国内に極度に
物資が不足し、しかも生産力はほとん
ど枯渇し、外国からの輸入も非常に少
ない、こういう情勢でありましたの
で、やむを得なかつた手段ではありま
しょうけれども、いわゆるインフレ対
策としては根本的に大きな穴があいて
おつたと思わざるを得ないと思ひま
す。ですから、その後いわゆるドッ
ジ・ラインといいますが、ドッジ政策
によつてインフレが終息したのであり
ますけれども、その点におきまして
は、よかれあしかれ、とにかく相當の
額に上る物資、食糧その他の最低生活
に必要な国民の消費物資がございま
した、十数億ドルに上るそういう援助
物資があつたということがやはり基本
的なきめ手になつたのではないかと
思ひます。通貨の面だけを抑制しよ
うとすれば、いづれ必ず失敗する。そ
ういう意味で、半年くらい通貨膨張を
抑えたという程度の効果は十分あつた
と考えていいんじゃないか。もしこれが
なかりせば、六百十何億の通貨は、九
月の終わりにはその二倍とかあるは
もつといつていたかも知れない。ある
いは二倍、三倍というふうなところに
到達していたと思われまが、とにかく
半年余り同じ発行額で保たれたとい
うことは争えない事実だと思ひます。

○木村福八郎君 議論するわけじゃな
いのですけれども、インフレというも
のが通貨の面から物価を引き上げる現

象なのであつて、通貨だけ押えたから
といつてインフレといふものはとまる
ものじゃないと思ひますけれども、そ
れは少しおかしな思ひます。現在の
日本の消費者物価の騰貴についても、
これインフレであるかないか問題で
見れば、やはりその通貨面との関連
で見れば、やはりそうなんですか、元
来、インフレをとめようという
場合ですね、その通貨の増発を抑制す
る努力が払えればインフレはとま
つておるのです。これはもう世界の歴史の
示すところなんです。そういうものな
んです。インフレによる物価騰貴と、
物の需給関係における物価騰貴と違
うわけなんです。そこで私は、当
時は預金がどんどん引き出されて、
そこでこの預金引き出しによつて非
常に通貨がどんどん膨張していったこ
とも、当時のインフレの一つの大きな
原因になつたと思ひます。それだけ
ありませんけれどもね。そこで、この預
金がどんどん引き出されるので、銀行
が非常に困つてきたんですね。私は銀
行救済のためにやられたと思ひます。
インフレ対策というよりも、むしろ
銀行救済であつたと思ひます。当
時、石橋湛山氏が、金融緊急指令、
この措置は、預金が引き出されて金融
恐慌が起りそうになつたので、これ
を防止するために行なわれたんだと、
早稲田大学でそういう講演をして
おられる。銀行が、その預金が引き
出される、そこで預金引き出しに備
えるために日銀にかけつけるわけ
ですね。ところが、日銀にかけつけて、
国債を担保として多額の借入金をもつ
て預金を払い戻しを行ないましたけれど

象なのであつて、通貨だけ押えたから
といつてインフレといふものはとまる
ものじゃないと思ひますけれども、そ
れは少しおかしな思ひます。現在の
日本の消費者物価の騰貴についても、
これインフレであるかないか問題で
見れば、やはりその通貨面との関連
で見れば、やはりそうなんですか、元
来、インフレをとめようという
場合ですね、その通貨の増発を抑制す
る努力が払えればインフレはとま
つておるのです。これはもう世界の歴史の
示すところなんです。そういうものな
んです。インフレによる物価騰貴と、
物の需給関係における物価騰貴と違
うわけなんです。そこで私は、当
時は預金がどんどん引き出されて、
そこでこの預金引き出しによつて非
常に通貨がどんどん膨張していったこ
とも、当時のインフレの一つの大きな
原因になつたと思ひます。それだけ
ありませんけれどもね。そこで、この預
金がどんどん引き出されるので、銀行
が非常に困つてきたんですね。私は銀
行救済のためにやられたと思ひます。
インフレ対策というよりも、むしろ
銀行救済であつたと思ひます。当
時、石橋湛山氏が、金融緊急指令、
この措置は、預金が引き出されて金融
恐慌が起りそうになつたので、これ
を防止するために行なわれたんだと、
早稲田大学でそういう講演をして
おられる。銀行が、その預金が引き
出される、そこで預金引き出しに備
えるために日銀にかけつけるわけ
ですね。ところが、日銀にかけつけて、
国債を担保として多額の借入金をもつ
て預金を払い戻しを行ないましたけれど

も、日本銀行からの借入金利息は日歩一銭二、三厘、国債の利回りは日歩九厘くらいです。そうすると三、四厘上回るわけです。だから、日銀から借金をすればするほど銀行が非常に、逆ざやですから、苦しい状態になる。この銀行の窮状を救うために預金封鎖をして、銀行に預金が集まるようにしてやった。その預金で日本銀行から借金している金を返済することができるようにした、これが一つの理由ではないかと思うのですが。

ですから、直接インフレ対策ではなかったんじゃないですか。それはインフレ対策のように見えますけれども、しかし実際は——それなら七カ月間にすぎるとどおりになった、またそれを過ぎたらさらにどんどん、今度は政府の積極財政もあつたのですけれども、公債もどんどん発行したということもありまして、ますますインフレがひどくなる、昭和二十三年まで。とにかく悪性的インフレが進行していったわけです。ですから、インフレ対策とは解決できない。インフレ対策なら、預金封鎖もやり、新旧円の通貨交換以外にももっと総合的にいろいろやらなければならなかった施策があつたと思うのですが、私は直接の金融緊急措置令発令の動機は銀行救済にあつた、そう見るのですが、その点は当時の状況から見ましてどういふふうな御判断になりますか。

○政府委員(高橋俊英君) ただいまのお説のとおり、銀行救済という言葉を使う方がいいか、あるいは金融秩序を保つというのでいくのがいいか知りませんが、事実この封鎖をやりましたあとで、措置令のあとにおきまして、た

とえば二十一年八月金融機関整理急務措置法を出しております。それからあらになりまして、その十月になりますと、金融機関再建整備法を出しておるわけでございます。これは封鎖預金の中であらかじめ、これは八月でございますが、措置令の施行規則によりまして封鎖預金を第一封鎖と第二封鎖に分けております。第二封鎖のほうを結局旧勘定ということにしておりまして、そのうち約百六十一億を日本銀行に返したわけです。それで残りの百三十一億は市中銀行の日報への預け金の増加、あるいは市中銀行の手元の増加となつておるのです。つまり、政府が強制的に国民に銀行に預金をさせて、銀行、特に財閥銀行は預金によって日本銀行に借金を返すときに手元金の増加を来たしているのです。そして一時的にせよ、これを運用することによって利潤をあげることができた。こういう結果を招きさせたために、通貨を流通必要量以下に取縮させて、なるべく多額の預金を銀行に集積させる必要があつた、こう見ざるを得ないのです。もしそういうしりや免かれようとするれば、少なくとも預入令によって銀行に預けられた金は日本銀行勘定に移すべきです。移すなら

であつたと思ひますが、しかし、そういう再建整備は何も金融機関のみに限りませんで、一般の会社につきましても同様なことがあつたわけでございます。金融機関だけを救おうというのではございせんが、とにかくこれらの措置が金融機関の今日のようなきれいな姿になつて堅実に運営ができるように、そういう意図があつたことは争えない事実であらうと思ひます。

○政府委員(高橋俊英君) とにかく銀行が、こういうインフレ下におきましては貨幣価値がどんどん毎日のように下がるわけでございますから、そういう状態において銀行制度というものをどうやら保つていこうといひます。また保つていくことが日本の経済の再建のために必要なんだ、こういう認識に立ちますと、はつきり申して銀行を救済し、それによって預金者の保護になる。預金の中で確かに切り捨ては、一たんは第二封鎖として切と捨てられたような形になり、後においてはこれは貨幣価値が変わつておりますけれども、実際には銀行としては全部第二封鎖の分も、最後には最終的には払つておりますが、とにかく一時そのときの状態において預金者にある程度迷惑をかけたことは事実でございますが、小口の預金者、大衆の零細な預金者には保護を与え、保護しなければいかに頭が常にあるわけでございます。それゆゑにこそ第一封鎖と第二封鎖とか新旧勘定を分離いたしま

○木村福八郎君 この預金封鎖措置が銀行救済ではない、そういう見方は適切でないという御意見ですが、金融秩序を維持するためと言ひますが、それならもつとほかに措置があるべきはと思ひます。というのは、日銀の預入令といひますか、これによつて、日銀預入令という緊急措置によつて、全国銀金は二百九十二億増加したわけなんです。そのうち約百六十一億を日本銀行に返したわけです。それで残りの百三十一億は市中銀行の日報への預け金の増加、あるいは市中銀行の手元の増加となつておるのです。つまり、政府が強制的に国民に銀行に預金をさせて、銀行、特に財閥銀行は預金によって日本銀行に借金を返すときに手元金の増加を来たしているのです。そして一時的にせよ、これを運用することによって利潤をあげることができた。こういう結果を招きさせたために、通貨を流通必要量以下に取縮させて、なるべく多額の預金を銀行に集積させる必要があつた、こう見ざるを得ないのです。もしそういうしりや免かれようとするれば、少なくとも預入令によって銀行に預けられた金は日本銀行勘定に移すべきです。移すなら

うのです。ところが、移さないで、強制的に預金をさせておいて日本銀行に返して、残りを手元に余裕金として置き運用している、そういうことになつておると思ひます。ですから、私は銀行救済である、こう言うのであります。ただ、預金がどんどん引き出されて、そして金融恐慌を来たすと、これはいけないので、金融秩序を維持する、そういう必要上からのみではないと思ひます。そういう必要以上に預入令によって強制的に国民に預金をさせておいて、こういう事態になつております。その点はどういふふうにか考へますか。

○政府委員(高橋俊英君) とにかく銀行が、こういうインフレ下におきましては貨幣価値がどんどん毎日のように下がるわけでございますから、そういう状態において銀行制度というものをどうやら保つていこうといひます。また保つていくことが日本の経済の再建のために必要なんだ、こういう認識に立ちますと、はつきり申して銀行を救済し、それによって預金者の保護になる。預金の中で確かに切り捨ては、一たんは第二封鎖として切と捨てられたような形になり、後においてはこれは貨幣価値が変わつておりますけれども、実際には銀行としては全部第二封鎖の分も、最後には最終的には払つておりますが、とにかく一時そのときの状態において預金者にある程度迷惑をかけたことは事実でございますが、小口の預金者、大衆の零細な預金者には保護を与え、保護しなければいかに頭が常にあるわけでございます。それゆゑにこそ第一封鎖と第二封鎖とか新旧勘定を分離いたしま

して、小口のものはなるべく全部払い、そのためには銀行もつぶれてしまふといふと案ですが、経営が成り立たなくなるといふことは好ましくないといふのは当然だと思ひます。

日本銀行に返したといふふうな点、確かにそうならざるを得ないわけですが、それだけ通貨が一時大幅に減つたわけでございますので、当然余剰が生ずるわけでございます。そのことによつて銀行の経理を助けると、直接そのことで経理を救おうというの、計算してみても割にわずかでございますから、たいした意味はないと思ひます。たゞ問題は、新旧勘定を分離して、銀行がこうむつた損失の分を大口預金のほうで穴埋めをするといひますか、それで帳消しにするような考へ方ではかられた、これが当時の実情であると思ひます。

○木村福八郎君 そう言われますけれども、当時の実態を見ますと、封鎖された預金がどんどん引き出されておるのです。それで預金封鎖をやつたにしても、また通貨が膨張していつて一つの大きな原因をなしているのです。当時僕は自分で記録しておいた、自分でまとめたものがあるのですが、ね。それによると、二月十八日から五月十日までに貸付以外の封鎖預金引き出しが六百八十五億に達しているのです。そのうち封鎖支払いによる引き出し額は五十三億九千九百七十九億、現金による引き出しが百四十六億二二億。それで、封鎖支払いについては非常に当時問題があつたのです。われわれとしては、もう過ぎ去つたことですから問題にする必要はないんじゃないかと言われますけれども、当時のわれわれの

実感としては耐えられない問題であったのです。それは非常に憤慨したものです。

といますのは、その預金封鎖の現金化が非常に非合法的に行なわれた。これは当時ちゃんと新聞等にも出ていますよ。結局、政府の高官とか、役人とか、ボスの政治家とか、銀行とかにいわゆる手づるのある有産者たちが、早く封鎖を現金化して物を買って得をしておる。そうしたつての、正直者で金持ちでない者がいつまでも預金を封鎖されて、その後物価の異常な騰貴にあつて損をしていつているんですね。こういう点がある。たとえ現金による封鎖預金引き出し額のうちやむを得ざる出費その他の項目というものは三十三億、二三％に達しているんです。このやむを得ざる出費その他というのは、非常にあいまいな項目なんです。こういう項目によつてその封鎖された預金がどんどん引き出されていく。それが政府高官とか役人、あるいはボス政治家、銀行とかに手づるのある有産者がどんどん引き出している。これは当時事実あるんです。私が当時ぼやぼやしておつて、その封鎖を引き出すことができなくて、結局封鎖をちよん切られたから、そういうことを言うわけじゃないですけれども、感情的に言うわけじゃないですけれども、当時非常にそれは不正が行なわれたんです。預金を引き出すことのできない人は、物価がどんどん上がるでしょう、非常に価値が減価してしまつて、引き出せない。あとで解除されてそれを現金少し返してもらつたつて、物価がものすごく上がつていゝるんですからね。非常なそこで不正義が行なわれた。そ

ういう事実を私は、この金融緊急措置令を廃止する法案が出てきた機会に、これをはつきり確認しておく必要があると思つておる。

そういう点はもう過去の事実であるから仕方がない、もうそんなことを今論じても仕方がないという問題ではないと私は思つておるけれども、そういうことを御承知だと思つておるが、あるいはまた一割とか二割手数料を払えば封鎖は容易に現金化されることのできた、そしてまた統制の衝に当たつていゝる者が役得を得た、あるいはまた株式の売買を通じて封鎖預金が現金化されたというんですね。こういう事実があつたんです。この金融緊急措置令の裏面史としてそういう事実があつた。そういうことは御承知だと思つておるんですが、この点について伺つておきたい。

○政府委員(高橋俊英君) 私は今から、これはもう個人的な見解になりまされども、結局通貨が四分の一に圧縮されたということですね、数日の間に四分の一に減つたということが、当時の経済、物はもちろんありませんけれども、すでに一つの物価体系といひますか、そういうものもでき上がつておる、給与の体系もでき上がつておつて、それが急に下がらなつたわけじゃないの、通貨だけが四分の一に縮小したといふところにやはり無理があつたと思つておる。ですから、そういう無理な状態はどうしてもある程度これをものと戻さざるを得ない、経済がそれでない、動きがないといふことから、封鎖預金ではありまして、ある程度それを解除していくといふことをせざるを得ない、そういう必要に迫られていろいろ

の引き出しに関する特例といふんですか、どういふときに引き出しを認められるか、封鎖の—あるいは封鎖のままに扱つたりするわけですが、そしてその次の段階では現金になるということもありましようし、そういう措置がごまかにいろいろと行なわれたという事実は私も承知しておりますが、何分そのときに私まだ大蔵省に戻つておりましたので、どういふ状態で行なわれたといふことはわかりません。それで、いろいろそういう不正手段といふようなことがあつたかどうかという点については、これは全く私としてはお答えできませんが、今木村先生のおつしやつたような見方は、当時いろいろ次々とごまかい規則が出されて、それを一々とも追いかけるわけないわけでございますから、その事情によく通じていゝる者としてそういう事情に通じていゝる者との間に事実上の不公平が生じたであろうといふことは想像にたかくございませぬ。ただ、それが不正な手段で行なわれたかどうかといふことについては、私もはまはまあまあそういうことは答えざる以外にありません。

○木村福八郎君 それは当局としてはいはずであるといふように御答弁せざるを得ないと思つておるけれども、それは当時の新聞をごらんになればはつきりするわけですよ。ですから、ここで、はずであるとお答弁したのはけしからぬと言つたつてしょうがないです。そういう事実があつた。正直者が非常にばかを見てしまつた、こういうことですよ。

それで、抜け穴がたたくさんあつたわけですね。それも公然の秘密になつた

おつたのですがね。これに対して政府がやはり適切な手を打たなかつたといふことも非常に問題があるわけですよ。当時、われわれとしては特にインフレ下で非常に苦しかったわけですが、みんなが苦しんだのじゃなくて、一部の者はむしろ封鎖を利用して非常に金をもうけた、そういう逆現象が出ておつた。そういう非常な不正義を金融緊急措置令といふものは持つていたといふことを歴史的にも私ははつきり明らかにしておく必要があると思つて、これを廃止する機会に。

それから、もう一つの質問は、これは文獻で私は見たんですが、預金封鎖とか新旧円の交換ですね、これを行なつたほんとうの原因は、当時非常に食糧危機だつたんですね、御承知のように、非常に食糧危機だつた。そこで、食糧危機対策として、当時の文獻を見ると、アメリカにぜひぶん食糧を援助を要請しております。その食糧援助が来るまでの過程において預金の引き出しを放任しておいたんでは、食糧が非常に不足しておりますし、食糧価格をどんどん暴騰させていけないといふので、そうしてそこで食糧危機に対処するために一般の国民の預金を凍結して、そうして食糧危機に対処した、それがほんとうのねらいだ。インフレ対策とかなんとか、もちろん食糧価格の暴騰を防ぐといふことも一つのインフレ対策とも見られないことはないのですけれども、しかし食糧危機に対処するといふことがほんとうのねらいであつたといふふう書いてある文獻もあるんですよ。そういう点はどうだつたのですか。

○政府委員(高橋俊英君) 私そういう

文獻を読みませんでしたので、その点わかりませんが、当時における物資が不足であるといふこと、最も基本的な問題はやはり食糧だと思つておる。いわゆるタケノコ生活—サラリーマンは、都会の人はタケノコ生活をやっていゝた時代でありまして、農家のほうはやみ価格で潤つていたような時代でございます。いましやうが、日に日に食糧のやみ価格が騰貴する時代であつたといふことはわかるわけでございます。インフレ対策といひまして、当時の物資といへばほとんどが食糧に中心があつたといふことでございます。見方も十分成り立つ、考えられる、さうに存じます。

○木村福八郎君 じゃあ、最後に。この金融緊急措置令によつて、特に新旧円の処理ですが、金融機関の再建整備法によつて最終処理をやつたわけですが、その結果はどういふふうになりましたか、その結果。この点を伺いたいのです。

○政府委員(高橋俊英君) 先ほどちよつと申し上げましたが、二十一年の十月十九日ですが、おおむね八カ月経過しております。この封鎖のとき以来、そのとき金融機関再建整備法が公布されて、旧勘定の整理を行なうといふことになり、で、時間が少しばかりありますが、二十三年の三月三十一日に最終処理方法書といふものを各金融機関から提出させまして、それを認可するといふ形で処理が進められました。が、このときにおきまして旧勘定の整理が一応完了した。完了したことによつて、新旧勘定の合併が行なわれた。旧勘定、新勘定に分かれており

たしております。その発動の要件は、国際糖価の上昇に伴い、砂糖の国内卸売価格の著しい上昇があること及びその卸売価格が本邦産テンサイ糖の適当と認められる卸売価格を相当期間継続してこえることの二点であり、その減免は、そのこえる額以内においてできるものといはしております。

このような減免措置をとった後に、輸入粗糖からの精製糖の卸売価格が低下し、本邦産テンサイ糖の適当と認められる卸売価格を下回ることとなる場合も考えられますが、このような場合には減税の幅を縮減するかまたはその措置を廃止するかして、国内甘味資源物の価格の安定をはかることといはしております。

なお、これらの措置を政府がとった場合には、遅滞なく、その内容を国会に御報告いたすことになつております。

次に、砂糖消費税については、砂糖消費税の税率を、精製糖について一キログラムについて五円、再製赤糖及び黒糖についてそれぞれ四円引き下げ、その他の砂糖類についてもこれに準じて税率の引き下げを行なうことといはしております。

第二は、輸入粗糖についての関税割当制度の採用であります。これは粗糖の外貨割当制度の廃止に際しまして、国内甘味資源及び砂糖業界に不測の混乱が生ずることを防止するため、一次税率を現行の四十一円五十銭、二次税率を十円高の五十一円五十銭とする関税割当制度を、当分の間、採用することといはしております。

以上がこの法律案の提案の理由及びその概要であります。何とぞ御審議の

上、すみやかに御賛同下さいませよう御願ひいたします。

○委員長(佐野廣君) 補足説明を森鼻財務調査官から願ひます。

○説明員(森鼻武芳君) ただいまの提案理由説明を補足いたしましたので、御説明いたします。

第一に、関税及び砂糖消費税の軽減措置等について申し上げます。

粗糖の国際価格は、キューバをめぐつての国際問題等を契機といたしまして、昨年十月から値上がりをしてきておりますが、現在は粗糖の現行関税率四十一円五十銭の算定の際、基礎といたしました国際糖価はポンド当たり三・四五セントということでありましたが、それをはるかに上回つておりましたので、ポンド当たり十セント前後といふふうに変動が高騰を示しております。これに伴ひまして、国内の精製糖の卸売価格も漸次上昇を見てきておりましたので、昨年十月にはキロ当たり百八円程度であったものが、最近におきましてはキロ当たり百四十円を上回るといふふうになりつつあります。

また、今後ポンド当たり十セントの粗糖がかりに輸入されるといふ場合を想定して算定いたしますと、この十セントに見合つて国内価格は大体百七十数円といふふうになりつつあります。一方、諸外国におきましては、国際糖価の高騰に伴つてどういふ対策をとつておられるかと申し上げますと、まず関税を引き下げる。あるいは関税類似のものといはしまして、輸入の賦課金といふのがございまして、それを軽減する。あるいは砂糖そのものを緊急輸入する。緊急輸入の実施でございます。あるいは砂糖の輸出

国におきましては、その輸出の抑制をする、といふような各国は措置を実施している実情でございます。これらの状況にかんがみまして、国際糖価の高騰に伴う国内の糖価の上昇を押えて、消費者の家計に及ぼす影響をできるだけ少なくしようとするのが、今回の関税及び砂糖消費税の軽減を行なうとする理由でございます。

まず、関税につきましては、粗糖の国際価格の上昇に伴ひまして、輸入の粗糖から精製糖を作るのございまして、その精製糖の卸売価格が著しく上昇した場合、その卸売価格が本邦でテンサイ糖を原料といたしまして作る精製糖の卸売価格をこえる、またはそのこえる期間が相当継続する、あるいは二つの条件の場合に、そのこえる額の限度、さしあたりは五円を予定してございまして、その限度で輸入粗糖について政令で定めるところによりまして、かつ期間を指定いたしましたので、その関税を減免できるといふことといたしております。なお、減免の措置をとつた場合に、輸入粗糖からの精製糖の卸売価格が本邦産テンサイ糖の卸売価格を下回る場合も予想されますが、その下回る期間が相当継続すると認められるときは、すみやかにその減免措置を修正したり廃止することといたしております。それではなおその下げたものを上げた場合に、まだ国際糖価が下がった場合どうするかという問題がございまして、その場合には減免措置廃止後において、なお国際糖価が下落して国内産糖に悪影響を及ぼすというおそれがある場合には、これは別の法律の関税率法といふのがございまして、その規

定によりまして、緊急関税というものを発動いたしましたので、国内価格の安定をはかる所存でございます。

次に、砂糖消費税につきまして、以上述べた関税に関する措置とあわせまして、糖価の引き下げと税負担の軽減をはかる、この二つの趣旨から、その税率を精製糖については現行一キログラム当たり二十一円を十六円に、それから再製赤糖については七円を三円に、黒糖については五円を一円に、それぞれ軽減して、その他の砂糖類についても、これは水糖とか角糖の類でございまして、その他の砂糖類についても、これに準じて税率を軽減することといたしております。

第二は、関税割当制度の採用でございます。御承知のとおり、わが国は国際通貨基金から国際収支を理由として為替制限を行なうべきでないとの勧告を受け、近く八条国に移行するといふ必要があるものであります。これに伴ひまして、輸入の粗糖につきまして外貨割当制度を単に廃止してその自由化を行なうということになりまして、国内甘味資源及び砂糖業界等に不測の混乱を惹起するおそれなしとしないので、これを防止するために、当分の間経過的な措置といたしまして、この関税割当制度を採用しようとするものであります。

この関税割当制度を若干御説明申し上げますと、特定物資の輸入につきまして一定の数量、すなわち国内需要見込み数量から国内生産見込み数量を引きまして、その数量を基準として定め数量までのものについては低率の関税を課する、そういうことによりまして国内の需要者側の要望を満たすと

もに、他方一定数量をこえるものについては高い税率を課して、国産品の市場を確保しつつ、なお若干のワケ外の輸入を認めようとするものでございませう。この法律案による粗糖の関税割当制度におきましては、一次の税率を現行の四十一円五十銭、二次の税率を十円高の五十一円五十銭ということにいたします。その間の較差は十円でございます。

第三に、実施の時期について申し上げます。関税の減免制度及び砂糖消費税の税率の軽減は早急に実施する必要がございまして、公布の日から施行いたしますことといたしておりますが、関税割当制度の実施につきましては、外貨割当制度の廃止等との関係もございまして、公布の日から六カ月以内に政令で実施期日を定めることといたしております。

以上簡単でございますが、補足説明を終わらせていただきます。

○委員長(佐野廣君) 以上で提案理由の説明及び補足説明は終わりました。本日は……

○柴谷要君 ちよつと、資料の要求をしておきたいと思つております。国税庁の部長さん、おいででございますか。

最近新聞でいふ出ておりますが、労働と労働の問題について、資料をひとつお願いしたいと思います。五つばかりありますから、御記憶願ひたいと思つておりますが、労働と労働の団体数、これは果別にひとつ出せましたら出していただく。第二としまして、個々の課税額と未徴収額及び総額、これは地域別に出していただく。それから、納税指令書発行件数。三つ目は、差し押えをしておるそうですが、差し押え箇所が何

個所、その理由。四つ目は、今後差し押えを行なおうとするところがあるかないか。あればその予定地。それから、方針。それに関連した資料がありまして、ひとつ出していた方がいい。のんびりやられたんでは困りますから、これは日にちまで指定したいんだ。七月一日までに御提出を願いたい。

○説明員(半田剛君) ただいまの資料の御要求につきまして、できるだけ御趣意に沿うようにいたしますが、いづれにいたしましても、十分検討させていただきます。お答えしたいと思

○委員長(佐野廣君) 本日はこれにて散会いたします。午後二時五十九分散会

六月二十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、関税暫定措置法及び砂糖消費税法の一部を改正する法律案

関税暫定措置法及び砂糖消費税法の一部を改正する法律案
関税暫定措置法及び砂糖消費税法の一部を改正する法律案

(関税暫定措置法の一部改正)
第一条 関税暫定措置法(昭和三十三年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第七条の七の次に次の一条を加える。
(粗糖減免税)

第七条の八 関税率法別表第一七〇一号の二の(一)に掲げる砂糖(以下この条において「粗糖」という)の国際価格の上昇に伴い、輸入される粗糖

を原料として本邦において製造される同号の二の(二)に掲げる砂糖(以下この条において「精製糖」という)の卸売価格が著しく上昇している場合において、その卸売価格が、本邦で生産されるてん菜から製造される精製糖の適当と認められる卸売価格をこえ、かつ、そのこえる期間が相当継続すると認められるときは、そのこえる額を限度として、当分の間、輸入される粗糖につき、政令で定めるところにより、期間を指定して、その関税を軽減し、又は免除することができる。

2 前項の軽減又は免除の措置をとった場合において、輸入される粗糖を原料として本邦において製造される精製糖の卸売価格が、本邦で生産されるてん菜から製造される精製糖の適当と認められる卸売価格を下り、かつ、その下る期間が相当継続すると認められるときは、すみやかに当該軽減又は免除の措置を修正し、又は廃止するものとする。

3 前二項の措置をとったときは、内閣は、遅滞なく、その内容を国会に報告しなければならない。
第八条第一項中「同表の品名の欄に適用期間を定めているものについて、その期間内」の下に、同表第一七〇一号の二の(一)及び(二)に掲げる砂糖については、当分の間」を加える。
別表第一五一六号の次に次の一号を加える。

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中関税暫定措置法第八条及び別表の改正規定は公布の日から起算して六月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。
2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであった砂糖消費税については、なお従前の例による。
3 この法律の施行前に、砂糖消費税法第五条第二項ただし書の承認を受けて砂糖類を原料として製造した物品について、この法律の施行後に砂糖消費税法第二十三条第二項の規定が適用されることとなった場合において、当該物品に係る砂糖類について徴収すべき砂糖消費税の税率については、なお従前の例による。
4 この法律の施行前に、砂糖消費税法第十五条の二第一項又は第十六条の二第一項の承認を受けて保税地域から引き取られた砂糖類について、この法律の施行後に砂糖消費税法第十五条の二第七項(同法第十六条の二第三項において準用する場合を含む)の規定が適用されることとなった場合において、当該砂糖類について徴収すべき砂糖消費税の税率については、なお従前の例による。
5 この法律の施行前に、砂糖消費税法第十八条の二第一項の承認を受けて同法第十八条第一項第三号に掲げる物品の原料として消費した砂糖類について、この法律の施行後に砂糖消費税法第十八条の二第五項又は第八項の規定が適用されることとなった場合において、当該砂糖類について徴収すべき砂糖消費税の税率については、なお従前の例による。
6 砂糖類の製造者が、砂糖消費税法第二十条第二項の承認を受けて、課税済みの砂糖類でこの法律の施行前に砂糖類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られたもの(この法律の施行後に砂糖消費税法第二十一条第一項又は第二項の規定の適用を受けたものを除く。以下「旧税率適用砂糖類」という)を原料として製造した第三号中項の砂糖を、この法律の施行後にその製造場から移出するときは、砂糖消費税法第二十条第二項の規定にかかわらず、当該砂糖に係る砂糖消費税を免除するほか、政令で定めるところにより、その者が当該移出の日の属する月分の同法第十条第一項の規定による申告書(同項に規定する期限内に提出するものに限る。以下附則第八項において同じ)に記載した同条第一項第四号に掲げる砂糖消費税額の合計額から当該砂糖一キログラムにつき四円の割合で計算した砂糖消費税額に相当する金額を控除する。
7 砂糖類の製造者が、砂糖消費税法第二十条第二項の承認を受けて、旧税率適用砂糖類を原料として製造した第三号乙類の砂糖を、この法律の施行後にその製造場から移出するときは、当該移出に係る砂糖消費税の

一七〇一 砂糖(でん粉その他の物品を加えた砂糖及び化学的に純粋なサッカロースを含むものとし、第一七〇五号に掲げるものを除く)。
二 その他のもの
(一) 糖度が九八度以下のもの(車糖、でん粉を加えた粉糖及びこれらに類する砂糖を除く)。
(1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの
(2) その他のもの

一キログラムにつき	五〇銭
一キログラムにつき	五〇銭
一キログラムにつき	五〇銭

を「一円」に、「七円」を「三元」に、「二十一円」を「十六円」に、「二十七円五十銭」を「二十円五十銭」に、「三十三円五十銭」を「二十五円五十銭」に改め、同項第二号中「五円」を「三

を「一円」に、「七円」を「三元」に、「二十一円」を「十六円」に、「二十七円五十銭」を「二十円五十銭」に、「三十三円五十銭」を「二十五円五十銭」に改め、同項第二号中「五円」を「三

税率は、砂糖消費税法第二十条第二項の規定にかかわらず、一キログラムにつき四円五十銭とする。

8 砂糖類の製造者が、この法律の施行前に砂糖消費税法第二十条第二項の規定の適用を受けて移出された砂糖で、砂糖類の製造場にもどし入れ、又は移入されたもの（種別の異なる砂糖となつたものを除く）を、この法律の施行後にその製造場からさらに移出するときは、砂糖消費税法第二十一条第四項の規定を適用するほか、政令で定めるところにより、その者が当該移出の日の属する月分の同法第十条第一項の規定による申告書に記載した同項第四号に掲げる砂糖消費税額の合計額から、当該砂糖のうち、第三種甲類の砂糖については一キログラムにつき七円、第三種乙類の砂糖については一キログラムにつき八円の割合で計算した砂糖消費税額に相当する金額を控除する。

9 砂糖消費税法第二十一条第三項及び第八項の規定は、附則第六項及び前項の場合について準用する。

10 砂糖消費税法第十八条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる物品の製造者が、同法第二十二條第一項の承認を受けて、旧税率適用砂糖類を原料として、この法律の施行後に当該物品を製造した場合には、その者に対して同項の規定により還付する金額は、同項の規定にかかわらず、その原料として消費した砂糖類につき、砂糖消費税法第二条に規定する砂糖類の区分に応じ、改正前の砂糖消費税法第九条の三に規定する税率により算出した砂糖消費税額に

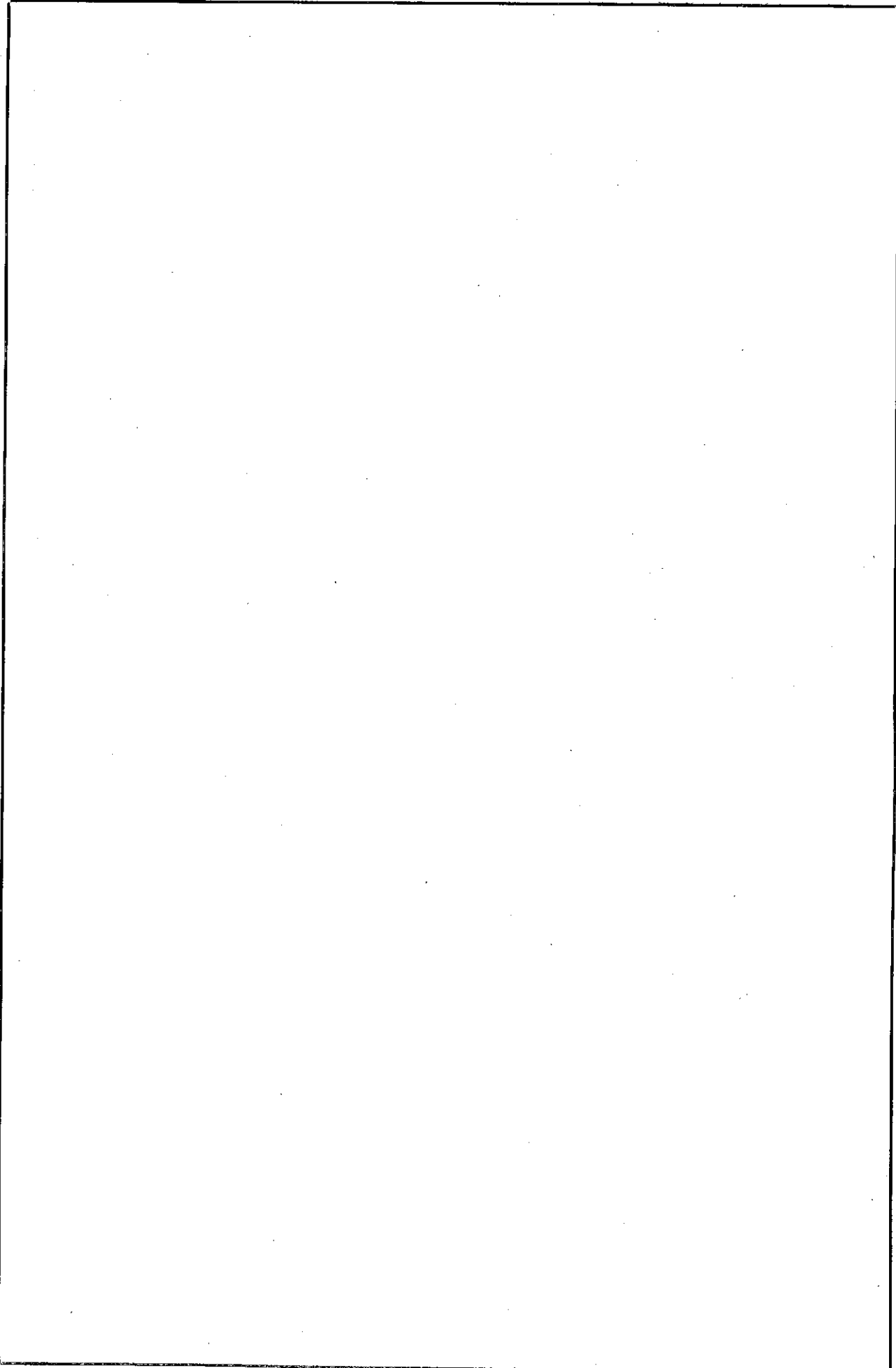
相当する金額とする。

11 旧税率適用砂糖類を原料として製造した砂糖消費税法第十八条第一項第三号に掲げる物品を、この法律の施行後に輸出した者に対して砂糖消費税法第二十二條第二項の規定により還付する金額は、同項の規定にかかわらず、当該物品に含まれているしよ糖の重量に応じ、一キログラムにつき二十一円の割合で計算した金額とする。

12 この法律の施行前に、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律百二十二号。以下「関税法等の特例法」という。）第七條（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律百四十九号。以下「所得税法等の特例法」という。）第四条において準用する場合を含む。）の規定により砂糖消費税の免除を受けた砂糖類について、この法律の施行後に関税法等の特例法第八條（所得税法等の特例法第四条において準用する場合を含む。）の規定が適用されることとなつた場合及びこの法律の施行前に、輸入品に対する内国消費税の徴取等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第五条第一項又は第七條第一項の規定により砂糖消費税の免除を受けた砂糖類について、この法律の施行後に輸入品に対する内国消費税の徴取等に関する法律第五条第三項又は第七條第三項の

規定が適用されることとなつた場合において、これらの砂糖類について追徴し又は徴取すべき砂糖消費税の税率については、なお従前の例による。

13 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる砂糖消費税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。



昭和三十八年七月四日印刷

昭和三十八年七月五日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局